

令和5年4月28日

第8回倉吉市教育委員会定例会(追加)

倉吉市教育委員会

第8回倉吉市教育委員会定例会 追加日程

日 時 令和5年4月28日（金）午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

4 議 事

- (2) 議案第22号 鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の採択協議会委員の
選出について…………… 1

議案第 22 号

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会の採択協議会委員の選出について

令和 6 年度から使用する小学校教科用図書を採択するため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項の規定により、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町の各市町村教育委員会が、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会を開催する。

本協議会の開催にあたり、下記のとおり倉吉市教育委員会が選出する採択協議会委員の承認を求める。

令和 5 年 4 月 28 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

記

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会委員

教育長 小椋 博幸

鳥取県中部地区教科用図書採択協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、義務教育緒学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）

第13条第4項の規定に基づき、鳥取県の倉吉市及び東伯郡の各町の教育委員会が設置する鳥取県中部地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会の名称は、鳥取県中部地区教科用図書採択協議会とする。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第3条 協議会は、次に掲げる教育委員会（以下「各市町教育委員会」という。）によって、これを設ける。

- (1) 倉吉市教育委員会
- (2) 三朝町教育委員会
- (3) 湯梨浜町教育委員会
- (4) 琴浦町教育委員会
- (5) 北栄町教育委員会

(組織)

第4条 協議会は、委員9人をもって組織する。

(委員)

第5条 前条に規定する委員は、中部地区内の各市町教育委員会から1人ずつ選出された者及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の鳥取県中部地区市町教育委員会教育長会に委嘱された者によるものとする。

- (1) 各市町教育委員会の所管に属する小学校又は中学校（以下「関係市町公立小中学校」という。）の校長 2人
- (2) 関係市町公立小中学校に就学している児童又は生徒の保護者 2人

(役員)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 協議会に幹事若干名を置き、会長が任命する。
- 5 幹事は、会長の命をうけて会務を処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、会長が所属し、又その児童又は生徒が就学している関係市町公立小中学校が所管に属している教育委員会において処理する。

(会議の運営)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただ

し、次条に規定する教科用図書の選定を除く。

(教科用図書の選定の方法)

第9条 教科用図書の選定は、第11条第4項の報告及び鳥取県教育委員会が作成した選定資料を参考し、会議において協議し、委員全員一致によって決する。

- 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の得票があった教科用図書を選定する。
- 3 前項に規定する投票において、過半数の得票があった教科用図書がないときは、当該投票で多数の得票があった2の教科用図書について再度の投票を行い、当該再度の投票で多数の得票があった教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり複数の種類の教科用図書の得票数が同数であるときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(選定した教科用図書の通知)

第10条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく各市町教育委員会に対し、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

(調査員)

第11条 協議会に、教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行わせるための調査員を置く。

- 2 調査員の人数は、種目ごとに若干名とする。
- 3 調査員は、関係市町公立小中学校の学校関係者のうちから会長が委嘱する。
- 4 調査員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会に報告する。

(議事録及び資料の公表)

第12条 協議会の議事録及び前条第4項の資料は、協議会の庶務を処理する教育委員会において、教科用図書を採択した後、開示請求に基づいて公表する。

(経費の支弁の方法)

第13条 協議会の運営に要する費用は、各市町教育委員会が属する市又は町（以下「関係市町」という。）の協議に基づいて、関係市町が負担する。

(期間)

第14条 会議を置く期間は、毎年4月1日から8月31日までとする。

(規約の改正)

第15条 この規約の改正は、各市町教育委員会の承認を要する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月30日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず平成27年中の会議を置く期間は、この規約の施行の日から同年8月31日までとする。